

# 日常生活用具給付手続きの流れ

---

## 1. 日常生活用具を購入される業者の決定

### 新規で購入される場合

米原市と購入を希望される福祉用具業者との間で、事前に日常生活用具給付に係る契約を結ぶ必要があります。購入を希望する業者を決定されましたら、契約状況の確認のため、必ず米原市社会福祉課までお知らせください。

連絡先は裏面に記載

### 以前に給付を利用されたことがある場合

以前に、日常生活用具給付を利用されたことがある福祉用具業者で、購入される場合、事前に連絡をしていただく必要はありません。



## 2. 市役所に申請書類の提出

### 提出していただく書類

1. 日常生活用具給付申請書
2. 日常生活用具の見積書 ⇒ 福祉用具業者が作成
3. 医学意見書【必要な場合のみ】⇒ 主治医が作成
4. 市町村民税の課税証明書または非課税証明書の写し【必要な場合のみ】

### 提出先

米原市社会福祉課（本庁舎内）または、山東支所、近江・伊吹 各市民自治センターの窓口まで提出をお願いします。



## 3. 支給の決定

決定通知書を郵送させていただきます。



## 4. 日常生活用具の購入

決定通知書を確認していただいた後、日常生活用具の購入が可能となります。

---

裏面へ続く

## お渡しする書類

---

1. 日常生活用具給付申請書

⇒ ご本人もしくはご家族が記入。認印が必要です。

2. 医学意見書【必要な場合のみ】

⇒ 何も記入せずに主治医の先生にお渡しください。

日常生活用具の購入は、申請書類の提出を済ませていただき、決定が出てから可能となりますので、ご注意ください。

---

【お問い合わせ先】

米原市社会福祉課 日常生活用具担当

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016

TEL 0749-53-5123 FAX 0749-53-5119

MAIL [syakaifukushi@city.maibara.lg.jp](mailto:syakaifukushi@city.maibara.lg.jp)